

堺市監査委員公表第 15 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定に基づき公の施設の指定
管理者監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 4 年 3 月 30 日

堺市監査委員	三	宅	達	也
同	田	渕	和	夫
同	藤	坂	正	則
同	播	磨	政	明

監査結果報告

第1 監査の種類

公の施設の指定管理者監査

第2 監査の対象

堺市立農業公園「加工体験施設」

第3 監査の対象期間

令和2年度（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

ただし、必要に応じて他年度を含む。

第4 監査の実施期間

令和3年11月1日～令和4年3月30日

第5 施設の概要

<所管部局>

産業振興局 農政部 農水産課

<指定管理者>

株式会社堺ファーム

<指定の期間及び指定管理に係る経費>

平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

令和2年度の委託料 3,601万4,000円（※）

※利用料金制による独立採算で運営しているが、新型コロナウイルス感染症の影響による減収の補填等として支出

<施設名及びその主な内容>

名 称 堺市立農業公園「加工体験施設」

所 在 地 南区鉢ヶ峯寺

設置年月 平成12年4月

設置目的 農業と自然に触れ、親しみ、学ぶ場を提供し、もって農業の振興及び市民文化の向上に資することを目的とする。

施設規模 敷地面積 225,567 m²

加工体験実習館 鉄骨造 平屋建 1,240.49 m²

総合交流ターミナル 鉄骨造 平屋建 516.67 m²

施設内容 専門加工工房（ハム・ソーセージ工房、ミルクプラント工房、

バター工房、ヨーグルト工房、アイスクリーム工房、プリン工房等)、特産品加工工房(菓子工房、惣菜工房等)、加工体験試食室(加工体験工房、加工体験準備室、加工体験試食室等)、総合交流ターミナル(販売所、情報発信室、交流室、研修室等)、親水施設、いちごハウス

第6 事業状況

<利用状況> 令和2年度

入園者数

(単位:人)

	大人	子ども	合計
一般	216,397	54,814	271,211
団体	6,112	4,031	10,143
年間パスポート	29,711	7,427	37,138
合計	252,220	66,272	318,492

<収支状況> 令和2年度

(単位:円)

	金額(税抜)
収入	243,038,390
入園料	108,701,664
専門加工工房	36,887,606
加工体験試食室	31,546,266
加工体験工房	8,867,975
動物のふれあい体験等	13,715,624
その他(※)	43,319,255
支出	214,589,531
売上原価(材料費等)	30,686,873
人件費	105,048,273
水道光熱費	21,201,416
広告宣伝費	9,891,441
支払手数料	15,709,496
その他	32,052,032
収支差額	28,448,859

※収入のその他欄には、市からの委託料として収入した新型コロナウイルス感染症の影響による減収の補填等(3,274万円)を含む。

(指定管理者提出資料から抜粋し一部加工)

第7 監査の項目及び結果

当該団体において公の施設の管理が適正かつ公平、公正に行われているか、事業報告書等は基礎となる会計帳簿等に基づいて適正に作成されているかなどに留意し、出納その他の事務について監査を実施した。

なお、事前調査の一部を監査法人に委託した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

1 指定管理者指定の手續について

公の施設の管理を行わせる団体の指定は、地方自治法、条例等に基づき、適正かつ公正に行われているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

2 協定書について

管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか、また、協定書等には、必要事項が適正に記載されているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

3 事業報告書等について

事業報告書等の作成及び点検は適切になされているか、指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査又は指示しているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

(1) 基本協定書において、指定管理者は、事業報告書に人材育成の取組（人権研修を含む職員の研修の実施状況等）を記載することとされている。

しかし、研修を実施しているにもかかわらず実施状況を記載していないものがあつた。

4 管理運営について

施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか、利用促進のための努力はなされているか、また、管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手續等は適正になされているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項があつたので、適切な処理をする必要がある。

(1) 年度協定書において、指定管理業務である親水施設（じゃぶじゃぶ池）の維持管理に関し、指定管理者が取得すべき資格として、「プール施設管理士」、「プール衛生管理者」が規定されている。

しかし、指定管理者の職員で「プール衛生管理者」の資格を有している

者はいなかった。

- (2) 基本協定書において、指定管理者は、あらかじめ市に第三者への一部業務委託承認申請書により申請し、市の承認を得た場合に限り、業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせることができるとされている。

しかし、除草・剪定業務及び除草、親水施設監視等業務について、一部業務委託の承認申請を行うことなく、第三者に委託していた。

- (3) 堺・緑のミュージアム「ハーベストの丘」は公の施設（加工体験施設）の区域と民間事業者が所有する区域に分かれている。両区域の間にある吊橋は民間事業者の所有であり、その維持管理等は指定管理業務には含まれていない。

指定管理者は事業報告書において、施設の維持管理に関する業務として、専門業者による吊橋の定期的な振動調査及び測量調査の実施と揺れ防止装置の管理について報告し、それに要した費用の半分を指定管理業務の費用として計上していた。

指定管理者は、民間事業者との共用部分である入場ゲート等に係る費用について、別途経費負担の取り決めを行い、市の承認を得ているが、当該吊橋調査費用(30万3,050円)については、取り決めを行っていなかった。

5 利用料金について

利用料金制を採用する場合、利用料金の設定等が適正になされているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

6 経理について

公の施設の管理に係る指定管理者の収支会計経理は適正になされ、他の事業との会計区分は明確になっているか、また、出納関係帳簿、記帳は適正になされ、領収書類の整備、保存は適切になされているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。